

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年4月26日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人障害者等就労サポートセンター

鶴見 伸之

高松市松島町1丁目17番10号

3 定款に記載された目的

この法人は障害者等の就労をサポートするとともに、障害者等の就労等を支援するための社会福祉法人やNPO法人等に対し、就労に必要な応援及び事業所の運営に関する適切な応援を行い、福祉の増進と社会的弱者の就労による自立と社会参加を目的とする。

また、失業者等に対して、職業能力の開発及び雇用機会の拡充を図ることで、雇用を促進し、我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

あわせて職場においてセクハラ・パワハラ等を受け苦しんでいる労働者に対し、相談活動を通じてそれら労働者の人権を擁護することを目的とする。

さらに、地球温暖化を防止し、資源を保護する循環型社会の形成することも目的とする。